

海外出産に係る出産育児一時金の支給に係る手続きについて

千葉県日産自動車健康保険組合

掲題の件につきましては、海外での出産を偽装した不正受給が多く発生していることから、厚生労働省からの通知により「出産育児一時金（付加金）支給申請書」に添付する書類として次の書類の提出が必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、不正受給が判明した場合は関係機関と連携し厳正な対応を行います。

《添付書類》

1. 出産したことの事実が分かる書類（（1）又は（2）の書類のどちらか）
 - （1）出産証明書（現地の医療機関又は公的機関が発行したもの）
※翻訳文添付のこと
 - （2）戸籍又は住民票（現地の公的機関が発行し、出生した子及び出産した者の記載のあるもの）
※翻訳文添付のこと
2. 領収書の写し（現地の医療機関名・出産年月日・出産人数の記載があるもの）
3. 旅券・査証（ビザ）の写し等海外へ渡航した事実が確認できる書類
※出産した期間に出国していた事実が分かるもの
4. 同意書（出産した医療機関へ照会することについての同意）
※ホームページに掲載
5. 母子手帳の写し（妊娠により日本の医療機関を受診していたことの確認のため）
※両親の氏名・生年月日・住所等の記載があるもの

【留意事項】

- 外国籍の被扶養者に係る当該出産一時金の請求にあたっては、当該被扶養者が健康保険組合の加入者である必要があります（日本に居住している必要があります（住民票あり））。
- （1）長期間出国する場合は、住民票から除籍され加入者の資格を喪失することから、当該出産一時金の対象にはなりません。
 - （2）出国時に除籍の手続きをしない場合であって、長期間入国しない場合は、1年程度経過後に住民票から除籍になり、加入者の資格を喪失します。この場合には、被扶養者としての資格喪失手続き（住民票の除籍が分かる書類を添付のこと）と入国時に再度被扶養者の認定手続きが必要となるため、被扶養者の認定手続き時に再度出産一時金の支給について調査を行います。

以上